

嘆願書

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課長 殿

インドネシアとの相互運用確認(アマチュア無線の相互主義に基づく開設・運用に関する諸外国との確認)に関する嘆願書

1. 我が国では、昭和56年電波法第5条の改正により、現在までにアメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国、フィンランド、アイルランド、ペルーと相互運用の確認が行われています。日本との関係が特に深いインドネシアと同確認が行われていないことは、2008年の日本インドネシア経済連携協定成立後の現在では不自然なことです。是非、右確認に向けて作業を開始下さるようお願いいたします。

2. インドネシアではASEAN加盟国、オーストラリア、アルゼンチン、ベルギー、カナダ、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、スウェーデン、英国、米国と相互運用協定が結ばれており、右諸国のアマチュア無線家は一定の手続きによりアマチュア無線局を開設・運用することが出来ますが、日本人に対しては許可されていません。

平成 22 年 月 日

住所

氏名

印